

## 1 趣旨

- (1) 近年、特別支援学校に在籍する子供たちの数は増加傾向にあり、特に、中学校に在籍した生徒が特別支援学校高等部に入学するケースが増加している。また、重複障害者の割合も増加傾向にあり、例えば、他の障害に自閉症を併せ有する者や視覚と聴覚の障害を併せ有する者など、多様な障害の種類や状態等に応じた指導がより強く求められるようになっている。  
また、現在、中央教育審議会で審議が行われている次期学習指導要領等においては、幼稚園、小・中・高等学校と同様に「社会に開かれた教育課程」や「主体的・対話的で深い学び」の実現（「アクティブ・ラーニング」の視点）など共通の方向性や、特別支援学校における教育課程編成や指導方法の改善・充実についての基本的な方向性が示されている。  
こうしたことから、平成32年度からの新しい特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施に向けて、教育課程編成や指導方法の工夫改善についての先導的な実践研究を行う。
- (2) 加えて、障害のある子どもについては、学校における指導及び支援とも連携しつつ、家庭や地域における支援を含めた多面的な支援体制を構築することが重要である。そこで、NPO等民間団体における障害児教育支援活動について、特に課題とされている分野への活動の促進等を図り、その成果を普及する。
- (3) 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年12月22日閣議決定）において、知的障害に対する通級による指導の効果的な指導内容について、地方公共団体の参加を得て実践研究を行う方針が示されたことを踏まえ、当該方針に対応するためのモデル事業を実施する。

## 2 内容

- (1) 次期学習指導要領に向けた実践研究  
平成32年度から準備実施される新しい特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施のため、学習指導要領の趣旨を踏まえた教育課程の編成や、一人一人の障害の状態等に応じた指導方法の改善・充実について、先導的な実践研究を行う。
- (2) 特別支援教育に関するNPO等の活動・連携に関する実践研究  
障害のある児童生徒への教育支援活動を行うNPO等民間団体を対象に、発達障害児への学習支援等に課題とされている分野等に関する研究を委託し、その研究成果を普及する。
- (3) 知的障害に対する通級による指導についての実践研究  
小・中学校において実施されている「通級による指導」においては、知的障害はその対象となっていないが、通常の学級に知的障害のある児童生徒が在籍している状況を踏まえ、これらの児童生徒に対する通級による指導の有効性を検証するためのモデル事業を実施する。

